

確定申告・市県民税申告が必要な人 申告に必要なもの



「必要な人」に該当していない場合も申告が必要な場合があります。医療費控除、生命保険料控除、地震保険控除などの所得控除は、申告をしないと控除が受けられません。また、申告をしないと所得・課税証明書が発行できないことがあります。

所得税の確定申告が必要な人

- 営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
 - 医療費控除、寄附金控除、雑損控除、住宅借入金等特別控除などを受ける人
 - 土地、建物などを売った人
 - 給与の年収が2,000万円を超える人、給与所得以外の所得が20万円を超える人、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額との合計額が20万円を超える人
 - 公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある人
- ※公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は不要です。ただし、還付の申告をすることはできます。また、市県民税の申告が必要な場合があります。
- ※生命保険や損害保険の満期・解約保険金も一時所得として申告が必要な場合があります。

市県民税の申告が必要な人

- 平成31年1月1日時点で瀬戸内市内に住所がある人は原則として、市県民税の申告が必要です。次の要件に該当する人は申告をしてください。ただし、所得税の確定申告をした人は必要ありません。
- 給与所得者で、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額との合計額が20万円以下の人
 - ※所得税の確定申告は不要ですが、市県民税では所得の多少にかかわらず申告しなければなりません。
 - 公的年金等の受給者で、社会保険料控除（国民健康保険税、介護保険料など）、生命保険料控除などの各種控除を受けようとする人（所得税のかからない人）
 - 営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が所得税の所得控除合計金額より少ない人（所得税のかからない人）

ご不明な点はお問い合わせください



申告に必要なもの（※所得の種類や受ける控除により異なります）

- 印鑑（認印）
- 本人確認書類＜番号確認書類と身元確認書類＞（詳しくは、本紙5ページ「本人確認書類」を参照）
- 申告書やはがきなど、税務署から送付された書類
- 給与、雑所得（公的年金や個人年金など）、一時所得（生命保険料や損害保険の満期など）、配当所得などの源泉徴収票や支払調書の原本（コピー不可）
- 営業、農業、不動産などの収入がある人は、収支内訳書（事前に記入するなどの準備をしてください）
- 国民年金保険料や国民年金基金の掛金の控除証明書など納付額が分かるもの（日本年金機構から事前に送付される「国民年金保険料控除証明書」など）
- 生命保険料、地震保険料の支払保険料の証明書
- 医療費控除を受ける人は、医療費の明細書、保険などで補てんされた金額の明細書、おむつ使用証明書など（医療費や補てん額は、必ず事前に計算してください）
- 寄附金控除を受ける人は、寄附金の受領証など
- 初めて「住宅借入金等特別控除」を受ける人は、登記簿謄本、契約書の写し、住民票の写し、増改築等工事証明書、借入金の年末残高証明書の添付資料など
- 税の還付を受ける人は、本人の預金口座が分かるもの
- 身体障害者手帳や療育手帳など
- 国民健康保険税、任意継続健康保険料、介護保険料などの控除証明書等納付額が分かるもの

平成30年分所得税・市県民税の申告をお願いします

2月18日（月）～3月15日（金）

【申告相談会場地区別日程表】

▷相談時間 午前9時～正午、午後1～5時（受付は午後4時まで）
※4カ所の申告会場がありますが、開いている会場は常に1カ所だけです。

開催日	地区	会場
2月	18日（月）	服部
	19日（火）	福岡
	20日（水）	福里・土師
	21日（木）	東須恵・西須恵・飯井・牛文・磯上
	22日（金）	八日市・長船
	25日（月）	鹿忍・千手
	26日（火）	牛窓
	27日（水）	長浜
3月	28日（木）	福谷・虫明
	1日（金）	上笠加・下笠加・箕輪・北池
	4日（月）	大富・福山・向山・北島
	5日（火）	尻海・庄田
	6日（水）	東谷・豊原・大窪
	7日（木）	尾張・山手・豊安
	8日（金）	山田庄
	11日（月）	本庄・上山田・下山田
	12日（火）	豆田・福元・百田・宗三・福中
	13日（水）	地区指定なし
	14日（木）	地区指定なし
	15日（金）	地区指定なし

【市の申告相談会場について】

市では、所得税と市県民税の申告相談会場を地区別に設けます。申告相談を希望する人は、申告相談会場地区別日程表を確認の上、必要な書類を準備して会場にお越しください。

【自書申告をお勧めします】

会場は混雑が予想されますので、申告書は自分で作成して提出する「自書申告」をお勧めします。確定申告書を作成する場合、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

- 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
- 確定申告書等作成コーナー <http://www.keisan.nta.go.jp/>

作成した申告書の提出のみの場合は、税務課、各支所・出張所でも受け付けます。※e-Tax入力端末は市の申告会場には設置していません。

市外の申告相談会場のご案内

- ▷相談日時 2月18日（月）～3月15日（金）
午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）
- ▷会場
- ・西大寺税務署（岡山市東区西大寺中2-24-13）
 - ・ママカリフォーラム（岡山市北区駅元町14-1）
- ※土・日曜日と祝日は、申告相談を行っていませんが、2月24日と3月3日の日曜日に限り、ママカリフォーラムで確定申告の相談を行います。
- ※来場の際は、公共交通機関をご利用ください。ママカリフォーラムの駐車場は有料です。
- ☎西大寺税務署 ☎086-942-3815
※2月15日以前は、確定申告会場を開設していません。



市の会場では、以下の相談をお受けできません **注意**

- ・青色申告
 - ・消費税及び地方消費税の申告
 - ・住宅借入金等特別控除の申告
 - ・株式・土地等の譲渡所得の申告
 - ・本人死亡の場合の申告
- ※上記については、西大寺税務署またはママカリフォーラムの会場で申告をしてください。

申告に必要な「本人確認書類」



☆マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている人は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- 自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

☆マイナンバーカードを持っていない人は

番号確認書類

<本人のマイナンバーを確認できる書類>

- 通知カード
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る）などのうちいずれか1つ



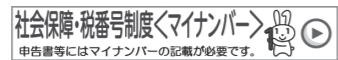
身元確認書類

<記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類>

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー
制度の最新情報

国税庁ホームページトップページ上段



をクリック

■国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>



市税の口座振替をご利用ください

市税の納付には、便利で確実な口座振替（自動払込）制度をご利用ください。

納期ごとに金融機関などへ出向かなくても、自動的に預貯金から納税できます。忙しい人、留守がちの人には特に便利です。

手続きは、税務課、各支所・出張所、市内の金融機関の窓口で随時受け付けています。口座番号を確認できるものと通帳印を持参し、窓口へ備え付けの口座振替依頼書を提出してください。

☎税務課 0869-22-1114

e-Tax ならこんなにいいこと

- 国税庁ホームページから電子申告
- 添付書類の提出を省略
- 還付がスピーディー



詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。
www.e-tax.nta.go.jp



廃車などの手続きは3月末までにしましょう



軽自動車税は、4月1日の所有者（使用者）に課税されます。廃棄、譲渡などをして現在所有していない車両は、下表により3月末までに廃車または名義変更の手続きをしてください。

☎税務課 0869-22-1114

車種	手続き場所・問い合わせ先	手続きに必要なもの
三輪四輪の軽自動車	(一社) 全国軽自動車協会連合会岡山事務所 岡山市北区久米177-3 ☎050-3816-3084	印鑑、検査証、住民票、ナンバープレート（廃車時）など ※手続き内容により必要なものが異なりますので、事前に問い合わせ先へ確認することをお勧めします。
軽二輪（125ccを超え250ccまで）	中国運輸局岡山運輸支局 岡山市北区富吉5301-5 ☎050-5540-2072	
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）		
原動機付自転車（125cc以下の二輪車）、小型特殊自動車（農耕用・その他）	■手続き場所 市民課、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所 ■問い合わせ先 税務課 ☎0869-22-1114	・名義変更（市内同士の場合） 印鑑、譲渡証明書または名義変更届、標識交付証明書 ・廃車 印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書

申告や税などに関する 情報あれこれ



確定申告Q&A

市民の皆さんから寄せられることが多い確定申告に関する質問とそれについての回答を紹介いたします。

質問 医療費控除の申告は？

平成30年中に支払った医療費が10万円以下でしたが、医療費控除は受けられますか。

【答え】 所得金額によって受けられる場合があります

医療費控除額は支払った医療費の領収書の総額が、10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額を超える額が対象となります。

なお、申告した医療費控除は支払った医療費が還付されるのではなく、所得控除となります。そのため、所得税が源泉徴収されていない場合、還付される金額はありません。市県民税が課税される場合には、市県民税の税額が減額になる場合があります。

など疾病の治療以外にかかった費用は対象になりません。また、高額療養費や保険金などで補てんされた金額は差し引いてください。

質問 障害者手帳での控除は？

障害者手帳を持っていますか。控除の対象になりますか。また、扶養親族が障害者である場合には、障害者控除が受けられますか。

【答え】 どちらも対象になります

障害者控除の対象になります。年末調整の際に勤務先へ申請していなかった人、また年金受給者などで障害者控除を受けていない人は、申告の際に手帳をお持ちください。

国税務課

☎0869-22-1114

国民健康保険税などの申告

国民健康保険に加入している世帯や、後期高齢者医療保険被保険者（75歳以上の人）または介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）がいる世帯の人は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料算定のため、所得の有無にかかわらず申告してください。

国民健康保険税は、所得が一定水準に満たない場合は軽減措置が受けられますが、未申告の人がいた場合には所得が把握できないため、軽減が受けられないことがありますのでご注意ください。

「一時所得」「雑所得」の申告

平成30年中に満期や解約のあった生命保険や損害保険などは、「一時所得」に該当します。申告が必要かどうかは、申告が必要かどうかを判断してください。

要介護認定を受けている人の障害者控除

要介護認定を受けている人は、その認定状況により、所得税・市県民税の障害者控除を受けられる場合があります。該当する場合は、申請をしてください。

申請方法

平成30年12月31日

障害者控除対象者認定書交付申請書はいきいき長寿課、市民課、牛窓支所、裳掛出張所にあります（市ホームページからもダウンロード可能）。申請書に必要事項を記入、押印の上、提出してください。

※障害者控除対象者認定書の交付には約10日かかります。

※平成30年12月31日の時点で障害者手帳を持っている人は、手帳により障害者控除を受けることができます。

いきいき長寿課、市民課、牛窓支所、裳掛出張所

☎0869-26-5948

HP <http://www.city.setouchi.lg.jp/>